

平成30年度幼稚園就園奨励費補助制度（私立幼稚園）

中城村では、私立幼稚園（県知事認可）に通う4歳児・5歳児の園児の世帯を対象に、保護者の経済的負担を軽くするため、幼稚園就園奨励費補助事業を実施し、幼稚園保育料等の減免措置を行っております。

■ 補助(保育料等の減免)を受けることができる方(対象者)

この制度により補助（保育料等の減免）を受けることができる方は、中城村に住民（外国人）登録し、お子様が私立の幼稚園（知事の認可を受けて設置された幼稚園）に在園（4歳児・5歳児のみ対象）されている保護者です。

4歳児（平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ）

5歳児（平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ）

＊子ども・子育て支援制度に移行した私立幼稚園については対象外です。

■ 平成30年度対象条件

平成29年中の市町村民税の申告をされている方で、次の区分に該当する方（世帯）

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯
 - (2) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯
 - (3) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯
 - (4) 当該年度に納付すべき村民税の所得割課税額が 77,100円 以下の世帯
 - (5) 当該年度に納付すべき村民税の所得割課税額が 211,200円 以下の世帯
 - (6) 上記以外の世帯 当該年度に納付すべき村民税の所得割課税額が211,200円以上の世帯
- ※ 各区分について、住宅借入金等特別控除額前の課税状況にて判定する。

■ 申請に必要な書類

- (1) 保育料等減免措置に関する調書・・・・・・・・・・・・・・ **幼稚園で配布**
- (2) 当該年度の世帯課税証明書・・・・・・・・・・・・・・ **税務課**
※但し、1月1日現在の住所が、中城村以外の市町村にお住まいの方は、
1月1日現在の住民登録地で発行の世帯全員分の課税証明書を添付
- (3) 住民票謄本・・・・・・・・・・・・・・ **住民生活課**

■ 補助限度額

(1) 生活保護世帯

補助対象経費	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円

(2) 村民税非課税の世帯または村民税所得割非課税の世帯

補助対象経費	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
入園料、保育料の合計額	年額 272,000円	年額 290,000円	年額 308,000円

(3) 村民税所得割課税額が 77,100円 以下の世帯

補助対象経費	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
入園料、保育料の合計額	年額 115,200円	年額 211,000円	年額 308,000円

(4) 村民税所得割課税額が 211,200円 以下の世帯

補助対象経費	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
入園料、保育料の合計額	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円

(5) 上記以外の世帯 村民税所得割課税額が211,200円以上の世帯

補助対象経費	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)
入園料、保育料の合計額	—	年額 154,000円	年額 308,000円

■ 提出期限及び提出先

- 提出期限・・・ **平成30年6月29日（金）**
- 提出先・・・ **各幼稚園**

問い合わせ先
中城村教育委員会
教育総務課
学校教育係 895-3276

保護者の皆様へ

保育料等減免措置申請に際し、諸証明書の交付申請及び措置決定は下記のようにしております。

なお、生活保護世帯については、保育料等減免措置に関する調書のみ
の提出です。（ただし、福祉保健所等からの証明が必要です。）

保 護 者

中城村役場税務課

税務課において、世帯課税証明書を申請する。平成30年1月1日以降、中城村へ転入された方は、1月1日現在居住の市町村で世帯全員分の課税証明書を申請して下さい。

中城村役場住民生活課

世帯全員分の住民票を交付申請する。
（住民票謄本）

保 護 者

保育料等減免措置に関する調書、世帯課税証明書、
住民票謄本を在園している幼稚園に提出する。

幼 稚 園

取りまとめのうえ、教育委員会へ提出する。

中城村教育委員会

教育委員会において、課税内容等について確認し保
育料減免措置会議により審議します。※住宅借入金
等特別控除額前の所得課税状況にて判定します。

- ①生活保護世帯
- ②村民税非課税世帯
- ③村民税所得割非課税世帯
- ④村民税所得割課税額
「211,200円」以下世帯
- ⑤上記以外の世帯
村民税所得割課税額
「211,200円」以上世帯

保育料減免措置決定

保育料等減免措置に関するお問い合わせ
中城村教育委員会 教育総務課
学校教育係 TEL 895-3276